

令和 5 年 3 月
浜田市議会定例会議議案

令和 5 年 2 月 24 日

令和 5 年 3 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 2 号 浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設
分担金徴収条例を廃止する条例について
- 議案第 3 号 浜田市まちなか交流プラザ条例の制定について
- 議案第 4 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例
の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 財産の取得について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）
- 議案第 10 号 小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 11 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 14 号）
- 議案第 12 号 令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 13 号 令和 4 年度浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 14 号 令和 4 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 15 号 令和 4 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 16 号 令和 4 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 17 号 令和 4 年度浜田市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 18 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 令和 5 年度浜田市一般会計予算
- 議案第 20 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 5 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 5 年度浜田市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 5 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 5 年度浜田市生活排水処理事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 5 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 5 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 27 号 令和 5 年度浜田市工業用水道事業会計予算

議案第 28 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計予算

同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

報告第 1 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）

報告第 2 号 専決処分の報告について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う
建築主体工事の変更契約）

報告第 3 号 専決処分の報告について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う
電気設備工事の変更契約）

報告第 4 号 専決処分の報告について（浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う
機械設備工事の変更契約）

議案第 2 号

浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金
徴収条例を廃止する条例について

浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴
収条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市ケーブルテレビ施設条例及び浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 浜田市ケーブルテレビ施設条例（平成 17 年浜田市条例第 27 号）
- (2) 浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例（平成 17 年浜田市条例第 28 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による廃止前の浜田市ケーブルテレビ施設条例又は浜田市ケーブルテレビ施設分担金徴収条例の規定により納付することとされた使用料、分担金等については、廃止前のこれらの条例の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市ひゃこるネットみすみ放送番組審議会委員の項を削る。

議案第 3 号

浜田市まちなか交流プラザ条例の制定について

浜田市まちなか交流プラザ条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市まちなか交流プラザ条例

（目的及び設置）

第 1 条 若者等の世代を超えた出会い及び市民相互の交流の拠点として、若者が暮らしたいまちづくりを推進し、もって地域の活性化を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市まちなか交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）を浜田市田町 1668 番地に設置する。

（事業）

第 2 条 交流プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 若者等と地域とをつなぎ、賑わいを創出する事業
- (2) 多様な市民の交流及び活動の場の提供
- (3) その他交流プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

（開館時間及び休館日）

第 3 条 交流プラザの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日は、午後 6 時）まで
- (2) 休館日 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

（入館の制限）

第 4 条 市長は、交流プラザに入館する者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して使用するおそれがあるとき。
- (2) 交流プラザの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。
- (3) その他交流プラザの管理上支障があると認められるとき。

（セミナールームの使用許可）

第 5 条 交流プラザのセミナールーム（以下「セミナールーム」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、セミナールームの管理上必要があると認めるときは、前項の許

可に条件を付することができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定により使用の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反して使用のおそれがあるとき。
 - (2) セミナールームを汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 営利その他これに類する目的のために使用するとき。
 - (4) 政治目的又は宗教的活動のために使用するとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる使用をするとき。
 - (6) その他管理上支障があると認める使用をするとき。

（セミナールームの使用の制限）

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
 - (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - (4) その他セミナールームの管理上特に必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第 4 号に該当する場合は、この限りでない。

（セミナールームの目的外使用等の禁止）

第 7 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外の目的にセミナールームを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（セミナールームの使用料）

第 8 条 使用料は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 使用者は、市長に前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第 9 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第 10 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由その他市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 11 条 使用者は、セミナールームの使用を終了したとき、又は第 6 条第 1 項の規定により使用の中止を命じられたときは、速やかに使用したセミナールームを原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第 12 条 使用者又は入館者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係るセミナールームの使用の許可その他交流プラザの運営に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。

別表（第 8 条関係）

名 称	使用料
セミナールーム 1	1 時間につき 330 円
セミナールーム 2	1 時間につき 330 円

備考 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなして算定する。

議案第 4 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 第 1 項各号を次のように改める。

(1) 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表、別表第 11、別表第 17 及び別表第 19 において「省令」という。）第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この表及び次表において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	34,000 円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この表において「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は市長の定めるその他の図書をいう。以下この表及び次表において同じ。）の提出がある場合にあっては、5,000 円）
イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	38,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
(2) 当該住宅について省令		

第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表及び次表において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合		
ア 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	18,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
イ 床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	19,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）

別表第 9 第 2 項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表、別表第 11、別表第 17 及び別表第 19 において「省令」という。）」を「省令」に改め、「第 3 号」の次に「又は第 4 号」を加え、同項第 3 号中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	32,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
イ 住宅部分の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	1 件	57,000 円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円）

別表第 10 第 1 項各号を次のように改める。

(1) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
ア 計画の変更に係る床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	17,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円）

イ 計画の変更に係る床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	19,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円）
(2) 当該住宅について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 計画の変更に係る床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	9,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円）
イ 計画の変更に係る床面積の合計が 200 m ² 以上のもの	1 件	10,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円）

別表第 10 第 2 項中「第 3 号」の次に「又は第 4 号」を加え、同項第 1 号ア中「の床面積の合計」を「(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この表において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）」に改め、同項第 3 号中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
ア 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	32,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
イ 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 300 m ² 以上のもの	1 件	57,000 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円）

別表第 17 第 1 項第 1 号中「住宅部分をいう。以下この表及び次表」を「住宅部分をいう。以下この表から別表第 19 まで」に改め、「にあってはウ」の次に「又はエ」を、「イ及びウ」の次に「又はエ」を加え、同号ウ中「について」の次に「省令第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この表及び次表において「誘導標準計算基準」という。）を用いて」を加え、同号に次のよ

うに加える。

エ 当該建築物の住宅部分について省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表及び次表において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合		
(ア) 住宅部分の床面積の合計が 300 m²未満のもの	1 件	32,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
(イ) 住宅部分の床面積の合計が 300 m²以上 500 m²以内のもの	1 件	56,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円）

別表第 17 第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。次表及び別表第 19 において同じ。）の場合		
ア 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 床面積の合計が 200 m²未満のもの	1 件	34,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
(イ) 床面積の合計が 200 m²以上 500 m²以内のもの	1 件	37,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
イ 当該建築物について誘導仕様基準を用いて		

評価を行う場合		
(ア) 床面積の合計が 200 m ² 未満のもの	1 件	18,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）
(イ) 床面積の合計が 200 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	19,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000 円）

別表第 18 第 1 項中「第 1 号ア又はイ」を「第 1 号又は第 2 号」に改め、同項第 1 号中「にあってはウ」の次に「又はエ」を、「イ及びウ」の次に「又はエ」を加え、同号ウ中「について」の次に「誘導標準計算基準を用いて」を加え、同号に次のように加える。

エ 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 住宅部分の計画 の変更に係る部分 の床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件	32,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000 円）
(イ) 住宅部分の計画 の変更に係る部分 の床面積の合計が 300 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	56,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000 円）

別表第 18 第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 計画の変更の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合 ア 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 計画の変更に係る床面積の合計が	1 件	17,000 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、

200 m ² 未満のもの		3,000 円)
(イ) 計画の変更に係る床面積の合計が200 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	19,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円)
イ 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合		
(ア) 計画の変更に係る床面積の合計が200 m ² 未満のもの	1 件	9,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円)
(イ) 計画の変更に係る床面積の合計が200 m ² 以上 500 m ² 以内のもの	1 件	10,000 円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000 円)

別表第 19 第 1 項第 4 号中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)」に改め、同表第 3 項中「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例について

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 8 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行

わなければならない。

第 11 条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 15 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 8 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 7 号

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年浜田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第11条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、当該研修の修了を要しないものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

の計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 8 号

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部
を改正する条例について

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部
を改正する条例

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例(平成 17 年
浜田市条例第 235 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(受益者の負担金等の額)

第 4 条 受益者が負担する負担金等の額は、次の各号に掲げる処理区（浜田
市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年浜田市条例第 38 号）別
表に規定する処理区をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める
ところによる。

- (1) 浜田処理区 別表第 1 のとおり
- (2) 国府処理区 別表第 2 のとおり
- (3) 旭処理区 別表第 3 のとおり
- (4) 三保三隅処理区 別表第 4 のとおり

第 5 条中「当該年度の当初に、」を「速やかに（前条第 2 号に掲げる処理区
の賦課対象区域については、当該年度の当初に）」に改める。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

市長は、第 4 条各号の規定により算出した負担金等の額を定め、次の各
号に掲げる受益者の区分に応じ、当該各号に定める期日に、これを賦課す
るものとする。

- (1) 第 4 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる処理区の受益者 公共下水
道に排水設備（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 10 条第 1 項に規定
する排水設備をいう。以下同じ。）の接続を完了した日
- (2) 第 4 条第 2 号に掲げる処理区の受益者 前条の規定により公告した日
から起算して 1 年以内の日

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を
同条第 2 項とする。

第 7 条第 2 項中「第 4 条第 1 号」を「第 4 条第 2 号に掲げる処理区」に改
める。

第 12 条第 1 項中「第 6 条第 3 項」を「第 6 条第 2 項」に改める。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

別表第 3 中

区分	負担金等の額	を
		」

三保三隅処理区に係る負担金等		
区分	負担金等の額	に
		」

改め、同表を別表第 4 とする。

別表第 2 中

区分	負担金等の額	を
		」

旭処理区に係る負担金等		
区分	負担金等の額	に
		」

改め、同表を別表第 3 とする。

別表第 1 中

区分	負担金等の額	を
		」

国府処理区に係る負担金等		
区分	負担金等の額	に
		」

改め、同表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

浜田処理区に係る負担金等

区分		負担金等の額
受益者一戸につき	排水人口が 100 人未満の家屋	100,000 円
	排水人口が 100 人以上の家屋	200,000 円

備考 第 6 条第 1 項第 1 号に規定する排水設備の接続を完了した日における受益者の区分に応じて、それぞれに定める額とする。

議案第 9 号

財産の取得について

道の駅として次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 取得する財産

「道の駅」 ゆうひパーク浜田 建物

所 在 地 浜田市原井町 1203 番地 1

種 類 店舗・事務所

建築年度 平成 6 年度

構造及び数量 鉄筋コンクリート造 2 階建

付帯施設 配電室、店舗

延床面積 2,549.66 m²

2 取得方法 売買による

3 取得予定価格 217,896,917 円

4 契約相手方 浜田市原井町 1203 番地 1
ゆうひパーク浜田株式会社
代表取締役 木 戸 淳

議案第 10 号

小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、小国辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

総 合 整 備 計 画 書

島根県浜田市金城町 小国辺地
(辺地の人口 163 人、面積 18.6 k m²)

1 辺地の現況

(1) 辺地を構成する町

金城町小国

(2) 地域の中心の位置

浜田市金城町小国イ 179 番 4

(3) 辺地度点数 116 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

小国辺地は、浜田市金城支所より南へ約 10km 離れ、二級河川周布川水系小国川沿いに位置する四方を陰阻な山々に囲まれた自然的、地理的に不利な山間豪雪地帯である。

当辺地にある小国川に架かる谷口橋について、増水時には桁が水流を阻害し、氾濫の原因となっており、交通に支障をきたす住民も多い。

本計画により、橋梁の架け替えを行うことで、交通利便性の向上、救急・災害等の緊急時への早期対応を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 7 年度まで 3 年間

単位：千円

区 分		事 業 費	財源内訳		一般財源の内 辺地対策事業 債の予定額
施 設 名	事業主体		特定財源	一般財源	
道 路	浜田市	164,850	81,640	83,210	83,100

令和 4 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 1 4 号)

令和 4 年度 浜田市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 4 年度浜田市の一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 919,030 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,608,559 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加、廃止及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		7,280,089	84,596	7,364,685
	1 市 民 税	2,749,615	88,000	2,837,615
	2 固 定 資 産 税	3,897,324	31,000	3,928,324
	4 市 た ば こ 税	410,744	△34,404	376,340
11 地 方 交 付 税		12,353,853	199,109	12,552,962
	1 地 方 交 付 税	12,353,853	199,109	12,552,962
13 分 担 金 及 び 負 担 金		249,063	△5,216	243,847
	1 分 担 金	14,758	△5,216	9,542
14 使 用 料 及 び 手 数 料		569,247	△720	568,527
	1 使 用 料	390,065	△720	389,345
15 国 庫 支 出 金		7,608,566	△268,565	7,340,001
	1 国 庫 負 担 金	4,156,338	△179,773	3,976,565
	2 国 庫 補 助 金	3,398,523	△83,972	3,314,551
	3 国 庫 委 託 金	53,705	△4,820	48,885
16 県 支 出 金		2,746,300	△144,909	2,601,391
	1 県 負 担 金	1,654,124	△17,127	1,636,997
	2 県 補 助 金	971,827	△126,762	845,065
	3 県 委 託 金	120,349	△1,020	119,329
17 財 産 収 入		155,449	2,792	158,241
	1 財 産 運 用 収 入	113,430	△10,106	103,324
	2 財 産 売 払 収 入	42,019	12,898	54,917
18 寄 附 金		1,025,947	257,500	1,283,447
	1 寄 附 金	1,025,947	257,500	1,283,447
19 繰 入 金		3,230,630	△652,842	2,577,788
	1 基 金 繰 入 金	3,230,630	△652,842	2,577,788

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		1,103,158	△240,475	862,683
	3 貸 付 金 元 利 収 入	111,869	△29,979	81,890
	4 受 託 事 業 収 入	293,695	△22,840	270,855
	5 雑 入	692,573	△187,656	504,917
22 市 債		3,202,749	△150,300	3,052,449
	1 市 債	3,202,749	△150,300	3,052,449
歳 入 合 計		42,527,589	△919,030	41,608,559

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		7,215,133	25,053	7,240,186
	1 総 務 管 理 費	6,561,659	45,352	6,607,011
	2 徴 税 費	351,578	△2,459	349,119
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	173,244	△12,000	161,244
	4 選 挙 費	87,568	△4,820	82,748
	5 統 計 調 査 費	18,887	△1,020	17,867
3 民 生 費		11,996,644	△385,515	11,611,129
	1 社 会 福 祉 費	7,005,660	△180,047	6,825,613
	2 児 童 福 祉 費	4,138,909	△84,965	4,053,944
	3 生 活 保 護 費	852,074	△120,503	731,571
4 衛 生 費		3,227,788	△34,325	3,193,463
	1 保 健 衛 生 費	2,055,571	△32,567	2,023,004
	2 清 掃 費	1,172,217	△1,758	1,170,459
6 農 林 水 産 業 費		3,691,990	△181,668	3,510,322
	1 農 業 費	1,439,174	△100,292	1,338,882
	2 林 業 費	207,463	△31,282	176,181
	3 水 産 業 費	2,045,353	△50,094	1,995,259
7 商 工 費		1,427,017	△52,107	1,374,910
	1 商 工 費	1,427,017	△52,107	1,374,910
8 土 木 費		3,210,459	△28,323	3,182,136
	1 土 木 管 理 費	735,657	△23,160	712,497
	2 道 路 橋 梁 費	1,478,817	23,534	1,502,351
	3 河 川 費	156,030	△4,944	151,086
	5 都 市 計 画 費	643,533	△23,753	619,780
9 消 防 費		1,406,847	△17,444	1,389,403

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消 防 費	1,406,847	△17,444	1,389,403
10 教 育 費		3,123,384	△104,593	3,018,791
	1 教 育 総 務 費	1,144,924	△88,545	1,056,379
	2 小 学 校 費	219,501	△5,098	214,403
	3 中 学 校 費	123,128	△2,205	120,923
	5 社 会 教 育 費	620,545	△9,036	611,509
	6 保 健 体 育 費	649,243	291	649,534
11 災 害 復 旧 費		686,929	△138,908	548,021
	1 農林水産業施設災害復旧費	139,208	△71,745	67,463
	2 公共土木施設災害復旧費	547,721	△67,163	480,558
12 公 債 費		6,234,246	△1,200	6,233,046
	1 公 債 費	6,234,246	△1,200	6,233,046
歳 出 合 計		42,527,589	△919,030	41,608,559

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
06 農林水産業費	01 農業費	地域経済循環創造事業	千円 7,000
08 土木費	01 土木管理費	公共残土等処理場整備事業	185,341
08 土木費	03 河川費	恩地川(2工区)河川改修事業	23,657
08 土木費	03 河川費	河川緊急浚渫事業	20,458
10 教育費	06 保健体育費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (学校保健費・国補正分)	8,100
11 災害復旧費	02 公共土木施設 災害復旧費	3年公共土木施設災害復旧費	259,586
11 災害復旧費	02 公共土木施設 災害復旧費	4年公共土木施設災害復旧費	123,842

(廃止)

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民費 基本台帳費	個人番号カード交付事業	千円 5,720

(変更)

款	項	事業名	補正前額	補正後額
03 民生費	02 児童福祉費	出産・子育て応援金支給事業	千円 21,172	千円 4,400
08 土木費	02 道路橋梁費	井野37号線道路改良事業	7,650	10,550
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	8,000	25,901

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
羽田発着枠政策コンテストに係る萩・石見空港利用拡大促進協議会に対する損失補償	令和 6 年 度	千円 10,650

第 4 表 地方債補正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
庁 舎 整 備 事 業	千円 30,800	千円 28,200
生 活 路 線 バ ス 整 備 事 業	11,400	3,500
まちづくりセンター整備事業	226,700	155,800
過疎地域持続的発展特別事業	181,500	251,500
福 祉 施 設 整 備 事 業	44,400	42,700
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 事 業	89,200	87,900
土 地 改 良 事 業	50,200	41,900
水 産 施 設 整 備 事 業	670,900	655,100
道 路 橋 梁 整 備 事 業	396,300	376,100
自 然 災 害 防 止 事 業	130,600	121,600
公 園 整 備 事 業	18,900	4,900
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業	114,200	103,300
教 育 施 設 整 備 事 業	312,400	291,400
災 害 復 旧 事 業	275,100	238,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	7,280,089	84,596	7,364,685
1 1 地 方 交 付 税	12,353,853	199,109	12,552,962
1 3 分 担 金 及 び 負 担 金	249,063	△5,216	243,847
1 4 使 用 料 及 び 手 数 料	569,247	△720	568,527
1 5 国 庫 支 出 金	7,608,566	△268,565	7,340,001
1 6 県 支 出 金	2,746,300	△144,909	2,601,391
1 7 財 産 収 入	155,449	2,792	158,241
1 8 寄 附 金	1,025,947	257,500	1,283,447
1 9 繰 入 金	3,230,630	△652,842	2,577,788
2 1 諸 収 入	1,103,158	△240,475	862,683
2 2 市 債	3,202,749	△150,300	3,052,449
歳 入 合 計	42,527,589	△919,030	41,608,559

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	7,215,133	25,053	7,240,186	△9,259	△67,800	198,357	△96,245
3民 生 費	11,996,644	△385,515	11,611,129	△173,912	7,700	△11,816	△207,487
4衛 生 費	3,227,788	△34,325	3,193,463	△4,091	35,000	△5,575	△59,659
6農 林 水 産 業 費	3,691,990	△181,668	3,510,322	△65,973	△16,900	△58,843	△39,952
7商 工 費	1,427,017	△52,107	1,374,910	△19,810	△4,800	△3,000	△24,497
8土 木 費	3,210,459	△28,323	3,182,136	△35,445	△37,600	△161,227	205,949
9消 防 費	1,406,847	△17,444	1,389,403		△8,200		△9,244
10教 育 費	3,123,384	△104,593	3,018,791	△5,348	△21,000	△53,116	△25,129
11災 害 復 旧 費	686,929	△138,908	548,021	△97,931	△36,700	△594	△3,683
12公 債 費	6,234,246	△1,200	6,233,046			△15,385	14,185
歳 出 合 計	42,527,589	△919,030	41,608,559	△411,769	△150,300	△111,199	△245,762

2 歳 入

1 市 税 (1 市 民 税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税	7,280,089	84,596	7,364,685
1 市 民 税	2,749,615	88,000	2,837,615
1 個 人	2,235,831	52,000	2,287,831
2 法 人	513,784	36,000	549,784
2 固定資産税	3,897,324	31,000	3,928,324
1 固定資産税	3,827,705	31,000	3,858,705
4 市たばこ税	410,744	△34,404	376,340
1 市たばこ税	410,744	△34,404	376,340
11 地方交付税	12,353,853	199,109	12,552,962
1 地方交付税	12,353,853	199,109	12,552,962
1 地方交付税	12,353,853	199,109	12,552,962
13 分担金及び負担金	249,063	△5,216	243,847
1 分 担 金	14,758	△5,216	9,542
2 農林水産業費分担金	7,414	△1,972	5,442
3 土木費分担金	6,050	△2,650	3,400
4 災害復旧費分担金	1,162	△594	568

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 課 税 分	52, 000	現年課税分 52, 000
1 現 年 課 税 分	36, 000	現年課税分 36, 000
1 現 年 課 税 分	31, 000	現年課税分 31, 000
1 現 年 課 税 分	△34, 404	現年課税分 △34, 404
1 地 方 交 付 税	199, 109	普通交付税 199, 109
1 農 業 費 分 担 金	△652	中山間地域総合整備事業受益者分担金 △652
2 林 業 費 分 担 金	△1, 320	林地崩壊防止事業分担金 △1, 320
1 道 路 橋 梁 費 分 担 金	△2, 275	急傾斜地崩壊防止事業分担金（県単） △25 急傾斜地崩壊防止事業分担金（国庫） △2, 250
2 河 川 費 分 担 金	△375	宅地自然災害防止事業分担金 △375
1 災 害 復 旧 費 分 担 金	△594	3年農地災害復旧費分担金 △208 4年農地災害復旧費分担金 △386

14 使用料及び手数料 (1 使用料)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料	569,247	△720	568,527
1 使用料	390,065	△720	389,345
4 農林水産業使用料	2,825	△720	2,105
15 国庫支出金	7,608,566	△268,565	7,340,001
1 国庫負担金	4,156,338	△179,773	3,976,565
1 民生費国庫負担金	3,417,790	△127,619	3,290,171
4 災害復旧費国庫負担金	362,929	△52,154	310,775
2 国庫補助金	3,398,523	△83,972	3,314,551
1 総務費国庫補助金	769,690	△30,861	738,829
2 民生費国庫補助金	678,600	△15,902	662,698
3 衛生費国庫補助金	156,572	△2,559	154,013
4 農林水産業費国庫補助金	1,214,000	△10,174	1,203,826

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 農 業 使 用 料	△720	実践研修生滞在施設使用料 △720
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△7,329	特別障がい者手当等給付費 △7,329
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△2,917	母子生活支援施設措置費 △2,917
3 児 童 扶 養 手 当 負 担 金	△8,695	児童扶養手当給付費交付金 △8,695
4 児 童 手 当 負 担 金	△18,301	児童手当負担金 △18,301
5 生 活 保 護 費 負 担 金	△90,377	生活保護費 △90,377
1 公共土木施設災害復旧費負担金	△52,154	4年公共土木施設災害復旧費 △52,154
1 総 務 管 理 費 補 助 金	△25,861	電源立地地域対策交付金 △327 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △23,523 自治体オンライン手続推進事業費 △2,011
2 戸籍住民基本台帳費補助金	△5,000	個人番号カード交付事務費 △5,000
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△12,976	保育対策総合支援事業費 △1,044 出産・子育て応援交付金事務費 △2,198 出産・子育て応援交付金事業費 △9,734
3 母 子 福 祉 費 補 助 金	△2,926	母子家庭自立支援給付金事業費 △2,926
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	△2,559	緊急風しん抗体検査等事業費 △1,224 合併処理浄化槽設置整備事業費 △1,335

15 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 土木費国庫補助金	557,753	△30,680	527,073
6 教育費国庫補助金	21,908	6,204	28,112
3 国庫委託金	53,705	△4,820	48,885
1 総務費国庫委託金	42,837	△4,820	38,017
16 県支出金	2,746,300	△144,909	2,601,391
1 県負担金	1,654,124	△17,127	1,636,997
1 民生費県負担金	1,494,371	△15,852	1,478,519
3 土木費県負担金	66,195	△1,275	64,920
2 県補助金	971,827	△126,762	845,065
1 総務費県補助金	52,403	1,523	53,926
2 民生費県補助金	290,629	△13,848	276,781

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 水 産 業 費 補 助 金	△14,840	水産流通基盤整備事業費 △14,840
2 農 業 費 補 助 金	4,666	地域経済循環創造事業交付金 4,666
1 道 路 橋 梁 費 補 助 金	△21,365	社会資本整備総合交付金 △180,054 道路メンテナンス事業費 △7,110 道路交通安全施設等整備事業費 165,799
2 住 宅 費 補 助 金	△9,315	社会資本整備総合交付金 △3,214 空き家対策総合支援事業費 △5,000 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費 △1,101
1 学 校 教 育 振 興 費 補 助 金	6,550	学校保健特別対策事業費 4,050 へき地児童生徒援助費 2,500
3 学 校 施 設 整 備 費 補 助 金	△346	学校施設整備事業費 △346
3 選 挙 費 委 託 金	△4,820	参議院議員通常選挙執行委託費 △4,820
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	△5,573	後期高齢者医療保険基盤安定事業費 △5,573
2 児 童 福 祉 費 負 担 金	△1,459	母子生活支援施設措置費 △1,459
3 児 童 手 当 負 担 金	△2,872	児童手当負担金 △2,872
4 生 活 保 護 費 負 担 金	△5,948	生活保護費 △5,948
1 土 木 管 理 費 負 担 金	△1,275	国土調査費 △1,275
1 総 務 管 理 費 補 助 金	1,523	しまね市町村総合交付金 △1,705 島根県生活交通確保対策交付金 3,228

16 県支出金 （ 2 県補助金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛生費県補助金	50,172	△1,532	48,640
4 農林水産業費県補助金	408,887	△52,799	356,088
5 商工費県補助金	6,750	△3,140	3,610
6 土木費県補助金	15,991	△3,490	12,501
7 教育費県補助金	52,391	△7,699	44,692
8 災害復旧費県補助金	94,604	△45,777	48,827

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	△13,272	福祉医療費 △13,272
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△576	しまねすくすく子育て支援事業交付金 △948 保育対策総合支援事業費 580 小規模民間保育所運営対策事業費 2,252 出産・子育て応援交付金事務費 △26 出産・子育て応援交付金事業費 △2,434
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	△1,532	健康増進事業費 △692 地域医療教育推進事業費 △840
1 農 業 費 補 助 金	△49,894	中山間地域等直接支払交付金 △1,739 中山間地域等直接支払推進事業費 △14 半農半X就農前研修経費助成事業費 △1,440 半農半X定住定着助成事業費 △720 有害鳥獣緊急対策事業費 △1,300 多面的機能支払交付金 △2,841 機構集積協力金 △3,400 農業人材力強化総合支援事業費 △1,375 担い手集積支援金 △3,200 産地生産基盤パワーアップ事業推進費 △7,279 水田園芸拠点づくり事業費 △33 担い手経営発展支援事業費 △8,027 ハウス等整備支援事業費 △18,526
2 林 業 費 補 助 金	△2,905	合板・製材生産強化対策事業費 279 造林事業費 △184 林地崩壊防止事業費 △3,000
1 商 工 費 補 助 金	△3,140	地域商業活性化支援事業費 △3,140
1 土 木 管 理 費 補 助 金	△3,490	木造住宅耐震改修等事業費 △440 ブロック塀等撤去費助成事業費 △250 耐震対策緊急促進事業費 △550 老朽危険空き家除去支援事業費 △2,250
1 教 育 総 務 費 補 助 金	△6,365	緊急校務支援員配置事業費 △6,365
2 社 会 教 育 費 補 助 金	△1,334	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業費 △1,178 ふるさと教育推進事業交付金 △156

16 県支出金（2 県補助金）

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 県委託金	120,349	△1,020	119,329
1 総務費県委託金	111,747	△1,020	110,727
17 財産収入	155,449	2,792	158,241
1 財産運用収入	113,430	△10,106	103,324
1 財産貸付収入	93,024	△10,881	82,143
2 利子及び配当金	20,406	775	21,181
2 財産売払収入	42,019	12,898	54,917
1 不動産売払収入	19,504	12,898	32,402
18 寄附金	1,025,947	257,500	1,283,447
1 寄附金	1,025,947	257,500	1,283,447
1 総務費寄附金	1,008,380	257,500	1,265,880
19 繰入金	3,230,630	△652,842	2,577,788
1 基金繰入金	3,230,630	△652,842	2,577,788
1 財政調整基金繰入金	1,026,519	△678,684	347,835
2 減債基金繰入金	878,508	154,000	1,032,508

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 災 害 復 旧 費 県 補 助 金	△45,777	3年農地災害復旧費 △9,667 3年農業用施設災害復旧費 △14,416 3年林業施設災害復旧費 △5,269 4年農地災害復旧費 △3,750 4年農業用施設災害復旧費 △4,875 4年林業施設災害復旧費 △7,800
5 統 計 調 査 費 委 託 金	△1,020	基幹統計調査委託費 △1,020
1 土 地 建 物 貸 付 収 入	△2,500	土地建物貸付収入 △2,500
2 物 品 貸 付 収 入	△8,381	ケーブルテレビ設備貸付料 △8,381
1 利 子 及 び 配 当 金	775	減債基金 775
1 土 地 売 払 収 入	14,806	土地売払収入 14,806
2 そ の 他 不 動 産 売 払 収 入	△1,908	間伐材売払収入 △1,908
1 総 務 管 理 費 寄 附 金	257,500	ふるさと寄附金 250,000 企業版ふるさと寄附金 7,500
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△678,684	財政調整基金繰入金 △678,684

19 繰 入 金 (1 基金繰入金)

款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
項				
目				
4	公共施設長寿命化等推進基金繰入金	327,540	△25,151	302,389
5	まちづくり振興基金繰入金	209,932	△22,784	187,148
6	ふるさと応援基金繰入金	419,593	△74,513	345,080
10	奨学基金繰入金	8,237	△5,710	2,527
21	諸 収 入	1,103,158	△240,475	862,683
3	貸付金元利収入	111,869	△29,979	81,890
1	貸付金元利収入	111,869	△29,979	81,890
4	受託事業収入	293,695	△22,840	270,855
2	農林水産業費受託事業収入	31,187	△15,840	15,347
3	土木費受託事業収入	17,963	△2,723	15,240
4	衛生費受託事業収入	27,619	△4,277	23,342
5	雑 入	692,573	△187,656	504,917
2	雑 入	692,571	△187,656	504,915

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 減 債 基 金 繰 入 金	154,000	減債基金繰入金 154,000
1 公共施設長寿命化等推進基金繰入金	△25,151	公共施設長寿命化等推進基金繰入金 △25,151
1 まちづくり振興基金繰入金	△22,784	まちづくり振興基金繰入金 △22,784
1 ふるさと応援基金繰入金	△74,513	ふるさと応援基金繰入金 △74,513
1 奨 学 基 金 繰 入 金	△5,710	奨学基金繰入金 △5,710
6 商 工 費 貸 付 金 元 利 収 入	△30,769	ゆうひパーク浜田株式会社経営改善資金貸付金元金収入 △30,769
7 教 育 費 貸 付 金 元 利 収 入	790	浜田市奨学資金貸付金元金収入 790
2 林 業 費 受 託 事 業 収 入	△15,840	県林業公社造林事業費 △6,947 広域基幹林道事業費 △7,000 団体営造林事業費 △1,893
2 河 川 費 受 託 事 業 収 入	△1,723	河川浄化事業費 △1,723
4 土 木 管 理 費 受 託 事 業 収 入	△1,000	益田種三隅線用地取得事業費 △1,000
1 保 健 衛 生 費 受 託 収 入	△4,277	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費 △4,277
2 高 額 療 養 費 収 入	△5,632	福祉医療高額療養費（国保分） △4,103

21 諸 収 入 (5 雑 入)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
22 市 債	3, 202, 749	△150, 300	3, 052, 449
1 市 債	3, 202, 749	△150, 300	3, 052, 449
1 総 務 債	411, 700	△67, 800	343, 900
2 民 生 債	37, 300	7, 700	45, 000
3 衛 生 債	186, 900	35, 000	221, 900
4 農林水産業債	787, 300	△16, 900	770, 400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		福祉医療高額療養費（社保分） △1,529
7 総 務 費 雑 入	△19,960	総務雑入 △404 職員研修費 △1,877 コミュニティ助成事業費 △1,000 電柱移転補償費 △1,157 高齢者乗車券収入 △13,222 政策企画雑入 △2,300
8 民 生 費 雑 入	△5,184	保険者機能強化推進交付金 △2,000 後期高齢者医療制度特別対策事業費 △2,684 敬老入浴券収入 △500
10 農 林 水 産 業 費 雑 入	△2,880	ふるさと島根定住財団助成金 △2,880
12 土 木 費 雑 入	△154,000	残土処理事業費 △154,000
1 総 務 管 理 債	△67,800	庁舎整備事業費 △2,600 生活路線バス購入事業費 △7,900 交通確保対策事業費 △600 まちづくり総合交付金事業費 3,700 まちづくりセンター整備事業費 △70,900 自治会活動支援事業費 7,500 結婚新生活支援事業費 3,000
1 社 会 福 祉 債	△1,700	福祉施設整備事業費 △1,700
2 児 童 福 祉 債	9,400	保育所入所受入促進事業費 9,400
1 保 健 衛 生 債	36,300	リハビリテーションカレッジ島根支援事業費 18,200 乳幼児医療費助成事業費 18,100
2 清 掃 債	△1,300	ごみ処理施設改修事業費 △1,300
1 農 業 債	△4,100	中山間地域総合整備事業費 △3,800 農業振興事業費 4,200 農道橋梁等長寿命化改修事業費 △4,500
2 林 業 債	△4,800	林地残材有効活用・地域活性化支援事業費 800 林地崩壊防止事業費 △5,600

22 市 債 (1 市 債)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 商 工 債	283, 700	△4, 800	278, 900
6 土 木 債	540, 200	△37, 600	502, 600
7 消 防 債	114, 200	△8, 200	106, 000
8 教 育 債	312, 400	△21, 000	291, 400
9 災害復旧債	275, 100	△36, 700	238, 400
歳 入 合 計	42, 527, 589	△919, 030	41, 608, 559

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 水 産 業 債	△8,000	県営漁港改良事業負担金 △7,500 漁港施設整備事業費 △8,300 水産業振興事業費 7,800
1 商 工 債	△4,800	産業振興パワーアップ事業費 △1,300 合宿等誘致事業費 4,600 萩・石見空港利用促進対策事業費 △8,100
1 道 路 橋 梁 債	△22,500	県単道路事業費負担金 △2,300 道路橋梁整備事業費 △20,200
2 河 川 債	△1,100	自然災害防止事業費 △1,100
3 都 市 計 画 債	△14,000	公園整備事業費 △14,000
1 消 防 債	△8,200	消防施設整備事業費 △10,900 地域における救急救命体制整備事業費 2,700
1 教 育 総 務 債	△4,300	スクールバス更新事業費 △4,300
2 小 学 校 債	△10,000	小学校施設大規模改造事業費 △10,000
3 中 学 校 債	△2,700	中学校施設大規模改造事業費 △2,700
4 社 会 教 育 債	△4,300	社会教育施設改修事業費 △4,300
5 保 健 体 育 債	300	学校給食施設整備事業費 300
1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 債	△11,100	現年農地災害復旧費 △3,300 現年農業用施設災害復旧費 △2,300 現年林業施設災害復旧費 △3,700 過年農地災害復旧費 △600 過年農業用施設災害復旧費 △500 過年林業施設災害復旧費 △700
2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 債	△25,600	現年公共土木施設災害復旧費 △25,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	7,215,133	25,053	7,240,186	△9,259	△67,800	198,357	△96,245
1 総務管理費	6,561,659	45,352	6,607,011	1,581	△67,800	198,357	△86,786
1 一般管理費	1,220,699	△2,048	1,218,651				△2,048
2 人事管理費	180,277	△2,461	177,816			△1,877	△584
3 文書広報費	121,357	△5,308	116,049			△404	△4,904
4 財政管理費	12,789	775	13,564			775	
6 財産管理費	1,303,796	△23,423	1,280,373		△2,600	△20,651	△172
7 企 画 費	2,154,492	176,720	2,331,212	11,109	5,700	223,014	△63,103

2 総 務 費 （ 1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	△175	1 市長公室事務費 △2,048
9 交際費	△1,100	
10 需用費	△274	
11 役務費	△100	
13 使用料及び賃借料	△180	
18 負担金補助及び交付金	△219	
8 旅費	△1,749	1 職員研修費 △2,461
12 委託料	△408	
18 負担金補助及び交付金	△304	
3 職員手当等	△320	1 広報事業 △3,500 2 総務事務費 △1,808
10 需用費	△3,000	
11 役務費	△600	
12 委託料	△1,388	
24 積立金	775	1 減債基金積立金 775
10 需用費	△1,731	1 庁舎等改修事業 △1,782 2 公共施設長寿命化等推進事業 △21,641
14 工事請負費	△13,689	
17 備品購入費	△8,003	
1 報酬	△1,458	1 浜田地区広域行政組合負担金 117 2 地域づくり振興事業 △2,000 3 コミュニティ助成事業 △1,000 4 路線バス確保対策事業 △27,229 5 地域協議会運営事業 △1,665 6 C A T V施設維持管理事業 △8,381 7 定住相談事業 10,000 8 三隅C A T V機器整備事業 △5,800 9 まちづくり総合交付金事業 △11,690 10 ふるさと寄附促進事業 250,000 11 浜田で学ぶ学生支援事業 △1,708 12 地域公共交通確保対策事業 △22,765 13 若者会議運営事業 △1,159
7 報償費	99,982	
8 旅費	△179	
10 需用費	△2,041	
11 役務費	6,719	
12 委託料	21,450	
13 使用料及び賃借料	3,390	
14 工事請負費	△5,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 まちづくりセンター費	556,315	△79,440	476,875	△8,208	△70,900		△332
9 電子計算費	238,752	△6,963	231,789	△1,320			△5,643
16 防災諸費	110,063	△2,500	107,563			△2,500	
18 諸 費	611,780	△10,000	601,780				△10,000

2 総 務 費 （ 1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△41,996	
19 扶助費	△22,765	
24 積立金	118,618	
11 役務費	△300	1 石見まちづくりセンター（仮称） 長沢サブセンター整備事業 △79,440
12 委託料	△22,000	
16 公有財産購入費	△57,140	
8 旅費	△200	1 情報管理事務費 △4,000 2 基幹系業務システム整備事業 △2,963
12 委託料	△2,693	
13 使用料及び賃借料	△4,070	
7 報償費	△770	1 福祉避難所等体制整備事業 △2,500
8 旅費	△150	
10 需用費	△716	
12 委託料	△583	
24 積立金	△281	
22 償還金利子及び割引料	△10,000	1 市税等過誤納還付金 △10,000

[illegible]

2 総 務 費 (2 徴 税 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△12	1 申告支援システム運営費 △2,459
13 使用料及び賃借料	△1,497	
17 備品購入費	△950	

[illegible]

2 総 務 費 （ 3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△12, 000	1 個人番号カード交付事業 △12, 000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 選 挙 費	87,568	△4,820	82,748	△4,820			
4 参議院議員選挙費	42,743	△4,820	37,923	△4,820			

2 総 務 費 (4 選 挙 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△500	1 参議院議員選挙費 △4,820
2 給料	△300	
3 職員手当等	△3,100	
7 報償費	△190	
10 需用費	△390	
11 役務費	△340	

[illegible]

2 総 務 費 (5 統計調査費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△1, 020	1 国基幹統計調査費 △1, 020

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,996,644	△385,515	11,611,129	△173,912	7,700	△11,816	△207,487
1 社会福祉費	7,005,660	△180,047	6,825,613	△26,865	△1,700	△11,816	△139,666
1 社会福祉総務費	1,407,430	△3,621	1,403,809			11,000	△14,621
3 障がい者福祉費	2,281,076	△71,945	2,209,131	△7,329			△64,616
4 老人福祉費	1,916,683	△51,163	1,865,520	△691	△1,700	△14,500	△34,272
5 福祉医療費	191,571	△32,176	159,395	△13,272		△5,632	△13,272
7 後期高齢者医療費	1,171,761	△21,142	1,150,619	△5,573		△2,684	△12,885

3 民 生 費 （ 1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	△104	1 社会福祉総務事務費 △2,421
12 委託料	△2,317	2 民生委員活動費 △1,200
18 負担金補助及び交付金	△1,200	
19 扶助費	△71,945	1 特別障がい者手当等給付事業 △9,745
		2 障がい者介護給付事業 △46,000
		3 障がい児通所給付事業 △16,200
12 委託料	△11,000	1 浜田地区広域行政組合負担金 △34,903
14 工事請負費	△1,760	2 地域包括支援センター運営事業 △11,000
18 負担金補助及び交付金	△36,903	3 総合福祉センター施設整備事業 △1,760
19 扶助費	△1,500	4 介護予防教室開設準備経費等支援事業 △2,000
		5 敬老入浴券交付事業 △1,500
19 扶助費	△32,176	1 福祉医療給付事業 △32,176
18 負担金補助及び交付金	△11,028	1 後期高齢者医療制度事業 △11,028
27 繰出金	△10,114	2 後期高齢者医療特別会計繰出金 △10,114

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,138,909	△84,965	4,053,944	△50,722	9,400		△43,643
1 児童福祉総務費	845,264	△43,598	801,666	△23,087			△20,511
2 児童措置費	3,274,384	△31,635	3,242,749	△20,333	9,400		△20,702
3 母子福祉費	19,261	△9,732	9,529	△7,302			△2,430

3 民 生 費 （ 2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△30	1 児童扶養手当支給事業 △26,082 2 保育士修学資金貸付事業 △2,760 3 出産・子育て応援金支給事業 △14,756
11 役務費	△126	
19 扶助費	△40,682	
20 貸付金	△2,760	
18 負担金補助及び交付金	△7,590	1 児童手当支給事業 △24,045 2 特別保育事業 △3,902 3 保育所入所受入促進事業 △2,088 4 第3子以降保育所等給食費無償化事業 △1,600
19 扶助費	△24,045	
19 扶助費	△9,732	1 母子生活支援施設措置事業 △5,832 2 母子父子家庭自立支援給付金事業 △3,900

[illegible]

3 民 生 費 （ 3 生活保護費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△120, 503	1 扶 助 費 △120, 503

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,227,788	△34,325	3,193,463	△4,091	35,000	△5,575	△59,659
1 保健衛生費	2,055,571	△32,567	2,023,004	△4,091	36,300	△5,575	△59,201
1 保健衛生総務費	478,657	△32,160	446,497	△1,532	18,200	△5,575	△43,253
2 感染症予防費	612,096	△4,041	608,055	△1,224			△2,817
3 乳幼児等医療費	201,791	0	201,791		18,100		△18,100
4 環境衛生費	621,631	7,997	629,628				7,997
5 公害対策費	59,469	△4,363	55,106	△1,335			△3,028

4 衛 生 費 （ 1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△2,458	1 地域医療連携事業 △7,583
2 給料	△4,484	2 健康増進事業 △1,002
3 職員手当等	△2,092	3 巡回総合ドック事業 △1,298
4 共済費	△1,799	4 看護学校学生等修学資金貸付事業 △18,000
7 報償費	△40	5 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 △4,277
8 旅費	△244	
10 需用費	△10	
12 委託料	△2,980	
18 負担金補助及び交付金	△53	
20 貸付金	△18,000	
12 委託料	△4,041	1 定期（風しん追加的対策）予防接種事業 △4,041
27 繰出金	7,997	1 水道事業会計繰出金 7,997
18 負担金補助及び交付金	△4,363	1 合併処理浄化槽設置助成事業 △4,363

[illegible]

4 衛 生 費 (2 清 掃 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△100	1 浜田地区広域行政組合負担金 △458 2 不燃ごみ処理場改修事業 △1,300
17 備品購入費	△1,200	
18 負担金補助及び交付金	△458	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,691,990	△181,668	3,510,322	△65,973	△16,900	△58,843	△39,952
1 農 業 費	1,439,174	△100,292	1,338,882	△48,228	△4,100	△28,855	△19,109
3 農業振興費	625,344	△79,367	545,977	△48,228	4,200	△21,203	△14,136
5 土地改良事業費	83,862	△9,461	74,401		△3,800	△3,152	△2,509
6 農道維持費	55,391	△9,000	46,391		△4,500	△4,500	
7 農業集落排水費	409,280	△2,464	406,816				△2,464

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	△79,367	1 中山間地域等直接支払事業 △2,073 2 ふるさと農業研修生育成事業 △8,220 3 有害鳥獣緊急対策事業 △1,300 4 農地中間管理事業 △6,600 5 多面的機能支払交付金事業 △3,788 6 農業次世代人材投資事業 △1,375 7 中核的经营体等育成支援事業 △11,060 8 農用地保全事業 △3,767 9 有機野菜等農業用ハウス整備支援事業 △31,348 10 担い手等育成支援事業 △13,836 11 原油価格・物価高騰対策事業（農業振興費） △3,000 12 地域経済循環創造事業 7,000
12 委託料	△2,500	1 土地基盤整備事業 △1,300 2 農地等小規模災害復旧支援事業 △1,162
18 負担金補助及び交付金	△6,961	3 中山間地域総合整備事業（浜田東部） △4,499 4 県事業負担金（農業基盤整備） △2,500
10 需用費	△200	1 農道橋梁等長寿命化改修事業 △9,000
14 工事請負費	△8,800	
27 繰出金	△2,464	1 農業集落排水事業特別会計繰出金 △2,464

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 林 業 費	207,463	△31,282	176,181	△2,905	△4,800	△19,068	△4,509	
1 林業振興費	101,518	△10,540	90,978		800	△8,840	△2,500	
2 公有林整備事業費	15,932	△3,742	12,190	95		△1,908	△1,929	
3 林道新設費	44,551	△7,000	37,551			△7,000		
5 林地崩壊防止事業費	10,000	△10,000	0	△3,000	△5,600	△1,320	△80	

6 農林水産業費（2 林業費）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
10 需用費	△103	1 公社造林事業 △6,947
12 委託料	△8,737	2 団体営造林事業 △1,893
18 負担金補助及び交付金	△1,700	3 林地残材有効活用・地域活性化支援事業 △1,700
12 委託料	△3,742	1 公有林整備事業 △3,742
8 旅費	△50	1 県営広域基幹林道整備事業 △7,000
10 需用費	△220	
12 委託料	△1,300	
16 公有財産購入費	△4,800	
21 補償補填及び賠償金	△600	
26 公課費	△30	
10 需用費	△282	1 林地崩壊防止事業 △10,000
12 委託料	△1,718	
14 工事請負費	△8,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	2,045,353	△50,094	1,995,259	△14,840	△8,000	△10,920	△16,334
2 水産業振興費	1,955,009	△40,094	1,914,915	△14,840	△500	△10,920	△13,834
3 漁港管理費	46,373	△10,000	36,373		△7,500		△2,500

6 農林水産業費（3 水産業費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	△900	1 若者漁業者確保支援事業 △3,236 2 高度衛生管理型荷捌所整備事業 △23,858 3 高度衛生管理型荷捌所管理運営費 △1,500 4 高度衛生管理型荷捌所移行円滑化事業 △7,000 5 浜田漁港周辺エリアイベントスペース設置事業 △4,500
11 役務費	△580	
12 委託料	△206	
14 工事請負費	△22,052	
17 備品購入費	△4,620	
18 負担金補助及び交付金	△11,736	
18 負担金補助及び交付金	△10,000	1 県事業負担金（漁港） △10,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,427,017	△52,107	1,374,910	△19,810	△4,800	△3,000	△24,497
1 商 工 費	1,427,017	△52,107	1,374,910	△19,810	△4,800	△3,000	△24,497
2 商工業振興費	675,847	△43,738	632,109	△19,810	△9,400		△14,528
3 観 光 費	477,702	△8,369	469,333		4,600	△3,000	△9,969

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△2,400	1 浜田港振興会負担金 △3,400
8 旅費	△18	2 浜田市商業活性化支援事業 △6,870
10 需用費	△100	3 企業立地奨励事業 △6,661
11 役務費	△79	4 起業家支援プロジェクト事業 △1,080
12 委託料	△53	5 萩・石見空港利用促進対策事業 △8,112
18 負担金補助及び交付金	△41,088	6 後継者等人材育成支援事業 △3,945
		7 プレミアム付「はまだ応援チケット」発行事業 △13,670
7 報償費	△80	1 観光振興事業 △3,569
12 委託料	△892	2 山陰浜田港マリン大橋リレーマラソン開催支援事業 △1,800
18 負担金補助及び交付金	△7,397	3 日本遺産石見神楽保存・継承支援事業 △3,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,210,459	△28,323	3,182,136	△35,445	△37,600	△161,227	205,949
1 土木管理費	735,657	△23,160	712,497	△14,080		△156,400	147,320
1 土木総務費	658,988	△2,700	656,288	△1,275		△155,000	153,575
2 建築指導費	76,669	△20,460	56,209	△12,805		△1,400	△6,255

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△300	1 土木総務事務費 △1,000 2 地籍調査事業 △1,700
12 委託料	△821	
13 使用料及び賃借料	△1,279	
16 公有財産購入費	△300	
14 工事請負費	△5,500	1 狭あい道路拡幅整備事業 △3,600 2 建築物耐震改修促進事業 △1,760 3 危険空き家対策事業 △10,500 4 ブロック塀等撤去費助成事業 △2,400 5 耐震対策緊急促進事業 △2,200
18 負担金補助及び交付金	△14,960	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,478,817	23,534	1,502,351	△21,365	△22,500	△2,275	69,674
1 道路橋梁総務費	56,567	△6,895	49,672	△1,185	△2,300	△2,275	△1,135
2 道路維持費	231,105	67,912	299,017				67,912
3 道路新設改良費	508,232	△22,802	485,430	△12,023	△13,764		2,985
4 交通安全対策事業費	130,759	△4,020	126,739	△2,232	△1,700		△88
6 橋梁新設改良費	539,545	△10,661	528,884	△5,925	△4,736		

8 土 木 費 （ 2 道路橋梁費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△2,070	1 県事業負担金（建設） 2 橋梁等長寿命化調査点検事業
18 負担金補助及び交付金	△4,825	△4,825 △2,070
12 委託料	67,912	1 除雪事業 67,912
10 需用費	△652	1 白砂1号線改良事業 2 側溝整備事業
12 委託料	△7,875	3 戸地線改良事業 4 道路ストック災害防除事業
13 使用料及び賃借料	△15	5 井野37号線道路改良事業
14 工事請負費	△14,260	△2,323 △8,450 △1,907 △8,112 △2,010
11 役務費	△118	1 歩道整備事業 △4,020
14 工事請負費	△3,902	
1 報酬	△311	1 橋梁長寿命化改修事業 △10,661
14 工事請負費	△10,350	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 河 川 費	156,030	△4,944	151,086		△1,100	△2,552	△1,292
1 河川総務費	47,579	△3,444	44,135			△2,177	△1,267
2 自然災害防止 事業費	5,000	△1,500	3,500		△1,100	△375	△25

8 土 木 費 (3 河 川 費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
7 報償費	△2,090	1 河川浄化事業 △3,444
12 委託料	△1,354	
14 工事請負費	△1,500	1 宅地自然災害防止事業 △1,500

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
12	委託料	△2,516	1 統合型G I Sデータ更新事業 △2,516
18	負担金補助及び交付金	△15,550	1 県事業負担金（公園） △15,550
27	繰出金	△5,687	1 公共下水道事業会計繰出金 △5,687

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1, 406, 847	△17, 444	1, 389, 403		△8, 200		△9, 244
1 消 防 費	1, 406, 847	△17, 444	1, 389, 403		△8, 200		△9, 244
1 常備消防費	1, 156, 892	0	1, 156, 892		2, 700		△2, 700
2 非常備消防費	135, 491	△6, 567	128, 924				△6, 567
3 消防施設費	114, 464	△10, 877	103, 587		△10, 900		23

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△4,200	1 消防団員報酬等 △4,200 2 非常備消防事務運営費 △2,367
8 旅費	△690	
10 需用費	△1,516	
11 役務費	△2	
13 使用料及び賃借料	△1	
18 負担金補助及び交付金	△158	
12 委託料	△4,180	1 消防施設等整備事業 △6,697 2 高機能消防指令センター更新事業 △4,180
17 備品購入費	△6,697	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,123,384	△104,593	3,018,791	△5,348	△21,000	△53,116	△25,129
1 教育総務費	1,144,924	△88,545	1,056,379	△4,383	△12,200	△53,116	△18,846
2 事務局費	944,106	△72,409	871,697	2,500	△12,200	△53,116	△9,593
3 教育研究指導費	197,649	△16,136	181,513	△6,883			△9,253

10 教 育 費 （ 1 教育総務費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△1,396	1 スクールバス更新事業 △1,749
3 職員手当等	△481	2 教育用ネットワーク整備事業 △6,896
4 共済費	△340	3 奨学金貸与事業 △4,920
11 役務費	△1,500	4 教育環境整備事業 △2,836
13 使用料及び賃借料	△6,026	5 学校ネットワーク管理事業 △2,217
14 工事請負費	△55,288	6 学校施設非構造部材耐震化事業 △5,595
15 原材料費	△709	7 小中学校校舎トイレ洋式化事業 △48,196
17 備品購入費	△1,749	
20 貸付金	△4,920	
1 報酬	△5,359	1 学校支援員配置事業 △1,410
3 職員手当等	△817	2 学力育成総合対策事業 △1,038
8 旅費	△189	3 外国語指導助手配置事業 △7,323
11 役務費	△1,038	4 緊急校務支援員配置事業 △6,365
12 委託料	△8,733	

[illegible]

10 教 育 費 （ 2 小 学 校 費 ）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	△5,098	1 小学校施設大規模改造事業 △5,098

[illegible]

10 教 育 費 （ 3 中学校費）

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△2,205	1 要保護・準要保護生徒扶助費 △2,205

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	620,545	△9,036	611,509	△4,669	△4,300		△67
4 生涯学習推進費	32,967	△4,999	27,968	△4,669			△330
6 美術館費	172,340	△4,037	168,303		△4,300		263

10 教 育 費 (5 社会教育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△1,020	1 はまだっ子共育推進事業 △1,146 2 二十歳の集い開催事業 △3,853
8 旅費	△76	
10 需用費	△50	
18 負担金補助及び交付金	△3,853	
14 工事請負費	△4,037	1 石正美術館施設改修事業 △4,037

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	649,243	291	649,534	4,050	300		△4,059
1 学校保健費	94,000	1,600	95,600	4,050			△2,450
2 学校給食費	282,666	0	282,666		300		△300
3 体 育 費	17,657	△1,309	16,348				△1,309

10 教 育 費 （ 6 保健体育費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	8,100	1 要保護・準要保護児童・生徒扶助費 △6,500
19 扶助費	△6,500	2 新型コロナウイルス感染症対策事業（学校保健費・国補正分） 8,100
11 役務費	△90	1 浜田ー益田間駅伝競走大会助成事業 △1,309
18 負担金補助及び交付金	△1,219	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	686,929	△138,908	548,021	△97,931	△36,700	△594	△3,683
1 農林水産業施設災害復旧費	139,208	△71,745	67,463	△45,777	△11,100	△594	△14,274
1 農地災害復旧費	51,144	△20,447	30,697	△13,417	△3,900	△594	△2,536
2 農業用施設災害復旧費	43,018	△25,076	17,942	△19,291	△2,800		△2,985
3 林業施設災害復旧費	45,046	△26,222	18,824	△13,069	△4,400		△8,753

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
10 需用費	△529	1 3年農地災害復旧費 △10,447 2 4年農地災害復旧費 △10,000
12 委託料	△2,274	
14 工事請負費	△17,644	
10 需用費	△666	1 3年農業用施設災害復旧費 △15,076 2 4年農業用施設災害復旧費 △10,000
12 委託料	△2,274	
14 工事請負費	△22,136	
10 需用費	△543	1 3年林業施設災害復旧費 △6,222 2 4年林業施設災害復旧費 △20,000
12 委託料	△7,638	
14 工事請負費	△18,041	

[illegible]

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△3, 888	1 4 年公共土木施設災害復旧費 △67, 163
12 委託料	△6, 369	
14 工事請負費	△56, 906	

12 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	△1,200	1 長期債利子 △1,200

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 後	長 等	(人) 3	(千円) 26,400	(千円) 26,400	8,117 3.20月分	(千円)	(千円)	(千円) 7,205	(千円) 41,722	(千円) 6,768	(千円) 48,490	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	95,940		29,422 3.20月分				125,362	29,753	155,115	
	そ の 他	1,753	91,784					24,599	116,383		116,383	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,778	187,724	26,400	37,539			31,804	283,467	36,521	319,988	
補 正 前	長 等	3		26,400	8,117 3.20月分			7,205	41,722	6,768	48,490	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	22	95,940		29,422 3.20月分				125,362	29,753	155,115	
	そ の 他	1,770	97,892					27,379	125,271		125,271	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,795	193,832	26,400	37,539			34,584	292,355	36,521	328,876	
比 較	長 等											
	議 員											
	そ の 他	△ 17	△ 6,108					△ 2,780	△ 8,888		△ 8,888	
	計	△ 17	△ 6,108					△ 2,780	△ 8,888		△ 8,888	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(827) 581 人	922,681 千円	2,234,640 千円	1,865,796 千円	5,023,117 千円
補 正 前	(854) 584	933,275	2,239,424	1,869,826	5,042,525
比 較	(△27) △3	△10,594	△4,784	△4,030	△19,408
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	896,095 千円	5,919,212 千円			
補 正 前	898,234	5,940,759			
比 較	△2,139	△21,547			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(31) 551 人	千円	2,227,591 千円	1,713,389 千円	3,940,980 千円
補 正 前	(31) 551		2,227,591	1,713,389	3,940,980
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	754,137 千円	4,695,117 千円			
補 正 前	754,137	4,695,117			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(796) 30 人	922,681 千円	7,049 千円	152,407 千円	1,082,137 千円
補 正 前	(823) 33	933,275	11,833	156,437	1,101,545
比 較	(△27) △3	△10,594	△4,784	△4,030	△19,408
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	141,958 千円	1,224,095 千円			
補 正 前	144,097	1,245,642			
比 較	△2,139	△21,547			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比 較	区 分	管 理 職 手 当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	43,689 ^{千円}	^{千円}	78,534 ^{千円}	^{千円}	32,031 ^{千円}
	補正前	43,689		78,534	801	32,031
	比 較				△801	
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	42,518 ^{千円}	^{千円}	14,990 ^{千円}	150,351 ^{千円}	16,115 ^{千円}
	補正前	42,625		14,990	150,671	16,115
	比 較	△107			△320	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,488 ^{千円}	633,283 ^{千円}	394,963 ^{千円}	^{千円}
	補正前	45	1,488	636,085	394,963	
	比 較			△2,802		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	368,107 ^{千円}	^{千円}	89,682 ^{千円}		
	補正前	368,107		89,682		
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△4,784 ^{千円}	1 給与改定に伴う増減額 ^{千円}		
		2 普通昇給に伴う増減額 ^{千円}	普通昇給分	
		3 その他の増減分 ^{千円} △4,784	退職に伴う減額 ^{千円} 新規採用に伴う増額 ^{千円} 他会計との異動等による増減額 ^{千円} 昇格等による増減額 ^{千円} その他による増減等 ^{千円} △4,784 給料額の削減による減額 ^{千円}	職員数の異動状況 現に在職する職員数 その他 計 補正後 581人 581人 補正前 584人 584人 増 減 △3人 △3人

職員手当	△4,030 千円		管 理 職 手 当	千円	
			初 任 給 調 整		
			扶 養 手 当		
			地 域 手 当	△801	会計年度任用職員による減
			住 居 手 当		
			通 勤 手 当	△107	会計年度任用職員による減
			単 身 赴 任 手 当		
			特 殊 勤 務 手 当		
			時 間 外 勤 務 手 当	△320	会計年度任用職員による減
			夜 間 勤 務 手 当		
			宿 日 直 手 当		
			管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当		
			期 末 手 当	△2,802	会計年度任用職員による減
			勤 勉 手 当		
			災 害 派 遣 手 当		
			退 職 手 当 組 合		
			負 担 金		
			退 職 手 当 組 合 加 入 特 別 負 担 金		
			退 職 手 当 組 合 特 別 負 担 金		

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
〔 既決分 〕	千円 7,923,415		千円 2,308,288	千円 3,033,062		千円 2,582,065	千円 521,054	千円 2,061,011
羽田発着枠政策コンテストに係る萩・石見空港利用拡大促進協議会に対する損失補償	10,650	令和6年度から			令和6年度まで	10,650		10,650
計	7,934,065		2,308,288	3,033,062		2,592,715	521,054	2,071,661

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
公 共 事 業 等 債	補 正 前 の 額	千円 285,543	千円 77,900	千円 34,704	千円 328,739
	補 正 額		17,500		17,500
	補 正 後 の 額	285,543	95,400	34,704	346,239
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	補 正 前 の 額		32,000		32,000
	補 正 額		△ 32,000		△ 32,000
	補 正 後 の 額				
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	2,321,756	275,100	284,649	2,312,207
	補 正 額		△ 36,700		△ 36,700
	補 正 後 の 額	2,321,756	238,400	284,649	2,275,507
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	15,791,067	707,400	1,661,241	14,837,226
	補 正 額		△ 109,600		△ 109,600
	補 正 後 の 額	15,791,067	597,800	1,661,241	14,727,626
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,420,016	1,825,100	1,994,292	14,250,824
	補 正 額		10,500		10,500
	補 正 後 の 額	14,420,016	1,835,600	1,994,292	14,261,324
計	補 正 前 の 額	47,855,884	3,202,749	6,061,283	44,997,350
	補 正 額		△ 150,300		△ 150,300
	補 正 後 の 額	47,855,884	3,052,449	6,061,283	44,847,050

令和 4 年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 4 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 46,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,043,615 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		4,537,953	46,000	4,583,953
	1 県 補 助 金	4,537,953	46,000	4,583,953
歳 入 合 計		5,997,615	46,000	6,043,615

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		4,351,129	46,000	4,397,129
	1 療 養 諸 費	3,759,096	46,000	3,805,096
合 計		5,997,615	46,000	6,043,615

歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	4,537,953	46,000	4,583,953
歳入合計	5,997,615	46,000	6,043,615

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2保険給付費	4,351,129	46,000	4,397,129	46,000			
歳出合計	5,997,615	46,000	6,043,615	46,000	0	0	0

2 歳 入

4 県支出金 (1 県補助金)

[illegible]

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 普通交付金	46,000	保険給付費等交付金（普通交付金） 46,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	4,351,129	46,000	4,397,129	46,000			
1 療養諸費	3,759,096	46,000	3,805,096	46,000			
1 一般被保険者療養給付費	3,733,882	46,000	3,779,882	46,000			

2 保険給付費 (1 療養諸費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	46,000	1 一般被保険者療養給付費 46,000

令和 4 年度

浜田市駐車場事業 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度 浜田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度浜田市の駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 439 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,245 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		24,668	△439	24,229
	1 事業収入	24,668	△439	24,229
歳入合計		24,684	△439	24,245

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 駐 車 場 費		24,684	△439	24,245
	1 総 務 管 理 費	24,684	△439	24,245
歳 出 合 計		24,684	△439	24,245

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	24,668	△439	24,229
歳入合計	24,684	△439	24,245

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1駐 車 場 費	24,684	△439	24,245			△439	
歳 出 合 計	24,684	△439	24,245	0	0	△439	0

1 事業収入 (1 事業収入)

6

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 駐 車 場 使 用 料	985	駐車場使用料 985
1 駐 車 場 納 付 金	△1,424	指定管理者納付金 △1,424

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 駐車場費	24,684	△439	24,245			△439	
1 総務管理費	24,684	△439	24,245			△439	
1 一般管理費	3,393	△439	2,954			△439	
2 施設維持管理費	21,291	0	21,291				

1 駐車場費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	△439	1 財政調整基金積立金 △439

令和 4 年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 4 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,064 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 628,531 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		409,280	△2,464	406,816
	1 一 般 会 計 繰 入 金	409,280	△2,464	406,816
7 市 債		127,600	△2,600	125,000
	1 市 債	127,600	△2,600	125,000
歳 入 合 計		633,595	△5,064	628,531

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農 業 集 落 排 水 費		229,829	△4,077	225,752
	1 総 務 管 理 費	188,929	△4,077	184,852
2 公 債 費		403,766	△987	402,779
	1 公 債 費	403,766	△987	402,779
歳 出 合 計		633,595	△5,064	628,531

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
農 業 集 落 排 水 事 業	千円 127,600	千円 125,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	409,280	△2,464	406,816
7 市債	127,600	△2,600	125,000
歳入合計	633,595	△5,064	628,531

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1農業集落排水費	229,829	△4,077	225,752		△2,600	△1,477	
2公 債 費	403,766	△987	402,779			△987	
歳 出 合 計	633,595	△5,064	628,531	0	△2,600	△2,464	0

2 歳 入

4 繰入金 (1 一般会計繰入金)

[illegible]

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	一 般 会 計 繰 入 金	△2,464	一般会計繰入金△2,464
1	農 業 集 落 排 水 事 業 債	△2,600	農業集落排水整備事業費△2,600

3 歳 出

[illegible]

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
12 委託料	△2,577	1 農業集落排水事務費 △1,500 2 公営企業会計適用事業 △2,577
26 公課費	△1,500	

[illegible]

2 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	△987	1 長期債利子 △987

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	2,970,789	109,200	329,672	2,750,317
	補 正 額		△ 2,600		△ 2,600
	補 正 後 の 額	2,970,789	106,600	329,672	2,747,717
計	補 正 前 の 額	3,051,153	127,600	363,279	2,815,474
	補 正 額		△ 2,600		△ 2,600
	補 正 後 の 額	3,051,153	125,000	363,279	2,812,874

令和 4 年度

浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 4 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 825 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 950,225 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		660,595	△10,890	649,705
	1 後期高齢者医療保険料	660,595	△10,890	649,705
3 繰入金		278,401	△10,114	268,287
	1 一般会計繰入金	278,401	△10,114	268,287
4 繰越金		1	20,179	20,180
	1 繰越金	1	20,179	20,180
歳入合計		951,050	△825	950,225

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		36,023	△2,684	33,339
	1 総 務 管 理 費	34,767	△2,684	32,083
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		913,527	1,859	915,386
	1 後期高齢者医療広域連合負 担金	913,527	1,859	915,386
歳 出 合 計		951,050	△825	950,225

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	660,595	△10,890	649,705
3 繰入金	278,401	△10,114	268,287
4 繰越金	1	20,179	20,180
歳入合計	951,050	△825	950,225

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	36,023	△2,684	33,339			△2,684	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	913,527	1,859	915,386			△7,430	9,289
歳 出 合 計	951,050	△825	950,225	0	0	△10,114	9,289

1 後期高齢者医療保険料 (1 後期高齢者医療保険料)

6

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分特別徴収保険料	△10,890	現年度分特別徴収保険料 △10,890
2 事務費繰入金	△2,684	事務費繰入金 △2,684
1 保険基盤安定繰入金	△7,430	保険基盤安定繰入金 △7,430
1 繰越金	20,179	繰越金 20,179

3 歳 出

[illegible]

1 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
11 役務費	△2,684	1 後期高齢者医療事務費 △2,684

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	913,527	1,859	915,386			△7,430	9,289
1 後期高齢者医療 広域連合負担金	913,527	1,859	915,386			△7,430	9,289
1 保険料等負担 金	913,527	1,859	915,386			△7,430	9,289

2 後期高齢者医療広域連合納付金 (1 後期高齢者医療広域連合負担金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	1,859	1 保険料等負担金 1,859

令和4年度

浜田市水道事業会計補正予算
(第3号)

目 次

令和4年度 浜田市水道事業会計補正予算（第3号）	1
--------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和4年度 浜田市水道事業会計予算実施計画	2
令和4年度 浜田市水道事業予定貸借対照表	3
令和4年度 浜田市水道事業予定損益計算書	5
令和4年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	6
令和4年度 個別注記	7

その他の書類

令和4年度 収益的収入及び支出明細書	9
令和4年度 資本的収入明細書	9

令和4年度浜田市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度浜田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度浜田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 収 益	1,961,731	10,556	1,972,287
第1項	営 業 収 益	1,329,154	200	1,329,354
第2項	営 業 外 収 益	631,176	11,756	642,932
第3項	特 別 利 益	1,401	△ 1,400	1

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	水 道 事 業 費 用	1,884,331	2,891	1,887,222
第1項	営 業 費 用	1,649,546	4,801	1,654,347
第2項	営 業 外 費 用	230,685	△ 1,910	228,775

（資本的収入）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額761,245千円は、当年度分消費税等資本的収支調整額86,339千円、当年度分損益勘定留保資金469,534千円、未処分利益剰余金205,372千円で補てんするものとする。）」に改め、収入の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資 本 的 収 入	1,020,028	1,261	1,021,289
第1項	国 庫 補 助 金	116,666	249	116,915
第2項	他 会 計 補 助 金	332,613	1,130	333,743
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金	118	△ 118	0

令和5年2月24日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度 浜田市水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			1,961,731	10,556	1,972,287
	(1) 営業収益		1,329,154	200	1,329,354
		3 その他収益	40,379	200	40,579
	(2) 営業外収益		631,176	11,756	642,932
		2 他会計補助金	212,177	6,667	218,844
		3 長期前受金戻入	417,912	5,089	423,001
	(3) 特別利益		1,401	△ 1,400	1
		1 固定資産売却益	1,400	△ 1,400	0

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			1,884,331	2,891	1,887,222
	(1) 営業費用		1,649,546	4,801	1,654,347
		6 減価償却費	872,534	4,801	877,335
	(2) 営業外費用		230,685	△ 1,910	228,775
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	115,675	△ 1,910	113,765

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			1,020,028	1,261	1,021,289
	(1) 国庫補助金		116,666	249	116,915
		1 国庫補助金	116,666	249	116,915
	(2) 他会計補助金		332,613	1,130	333,743
		1 他会計補助金	332,613	1,130	333,743
	(5) 固定資産 売却代金		118	△ 118	0
		1 固定資産 売却代金	118	△ 118	0

令和4年度 浜田市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		520,549	
ロ 建物	1,367,556		
減価償却累計額	△ 746,769	620,787	
ハ 構築物	35,938,270		
減価償却累計額	△ 17,241,965	18,696,305	
ニ 機械及び装置	7,962,159		
減価償却累計額	△ 6,309,965	1,652,194	
ホ 車両運搬具	14,823		
減価償却累計額	△ 14,076	747	
ヘ 工具器具及び備品	64,954		
減価償却累計額	△ 46,315	18,639	
ト 建設仮勘定		155,214	
有形固定資産合計			21,664,435
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		79,345	
無形固定資産合計			79,345
固定資産合計			21,743,780

2 流動資産

(1) 現金預金		1,241,357	
(2) 未収金	255,490		
貸倒引当金	△ 500	254,990	
(3) 貯蔵品		5,782	
流動資産合計			1,502,129
資産合計			23,245,909

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	7,034,779		
企業債合計		7,034,779	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	106,065		
ロ 修繕引当金	30,573		
引当金合計		136,638	
固定負債合計			7,171,417

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	741,958		
企業債合計		741,958	
(2) 未払金		278,447	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	13,608		
引当金合計		13,608	
(4) その他流動負債		1,406	
流動負債合計			1,035,419

5 繰延収益

(1) 長期前受金		15,858,649	
長期前受金収益化累計額		△ 8,362,813	
繰延収益合計			7,495,836
負債合計			15,702,672

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金		4,852,606	
資本金合計			4,852,606

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	59,743		
ロ 他会計補助金	8,912		
ハ 工事負担金	12,863		
ニ 受贈財産評価額	147,329		
資本剰余金合計		228,847	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	2,461,784		
利益剰余金合計		2,461,784	
剰余金合計			2,690,631
資本合計			7,543,237
負債資本合計			23,245,909

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和4年度 浜田市水道事業予定損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,171,524		
(2) 受託工事収益	91		
(3) その他営業収益	38,944	1,210,559	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	195,934		
(2) 配水及び給水費	332,818		
(3) 受託工事費	93		
(4) 業務費	85,852		
(5) 総係費	97,261		
(6) 減価償却費	877,335		
(7) 資産減耗費	15,200		
(8) その他営業費用	60	1,604,553	
営業損失			△ 393,994
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	11		
(2) 他会計補助金	218,844		
(3) 長期前受金戻入	423,001		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	2		
(5) 雑収益	1,067	642,925	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	113,765		
(2) 雑支出	45,010	158,775	484,150
経常利益			90,156
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	1	1	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	2,729	2,729	
7 予備費			
(1) 予備費	1,000	1,000	△ 3,728
当年度純利益			86,428
前年度繰越利益剰余金			2,375,356
当年度未処分利益剰余金			2,461,784

＜参考＞

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が393,994千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、29,007千円の黒字となります。

令和4年度 浜田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益 (△は損失)	86,428
	減価償却費	877,335
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 109
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	8,736
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,000
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	△ 779
	長期前受金戻入額	△ 423,001
	資産減耗費	15,000
	受取利息及び配当金 (△)	△ 11
	支払利息	113,765
	未収金の減少 (△は増加)	20,094
	貯蔵品の減少 (△は増加)	△ 231
	未払金の増加 (△は減少)	△ 76,364
	その他の流動負債の増加 (△は減少)	14
	小 計	615,877
	受取利息及び配当金の受取額	11
	利息の支払額	△ 113,765
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	502,123
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 869,642
	工事負担金等収入	148,931
	国庫補助金の収入	116,915
	他会計補助金収入	333,743
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 270,053
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良企業債による収入	421,700
	建設改良企業債の償還等による支出 (△)	△ 794,942
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 373,242
資金増加額 (△は減少額) (A+B+C)		△ 141,172
資金期首残高		1,382,529
資金期末残高		1,241,357

令和4年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) たな卸し資産の評価基準及び評価方法について

① 貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。）

(2) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)	種 類	耐用年数(年)
建物	38～50	車両運搬具	4～5
構築物	30～60	工具器具及び備品	2～15
機械及び装置	5～20		

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市水道事業会計規程第83条の規定により定額法を適用。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(3) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、会計基準変更時差異（平成25年度末131,032千円）については、平成26年度から職員の平均残存勤務年数15年にわたり均等額を費用処理する。

③ 修繕引当金

平成26年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により、修繕費が不足する場合に取り崩すこととしている。

④ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定書に基づき、一般会計が負担すると見込まれる額は2,823,995千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債務の不納欠損を行うため、貸倒引当金609千円を取り崩す。

(2) 修繕引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、修繕費が不足するため、修繕引当金5,000千円を取り崩す。

(3) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金13,742千円を取り崩す。

令和4年度 収益的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業収益		1,961,731	10,556	1,972,287		
(1) 営業収益		1,329,154	200	1,329,354		
	3 その他 営業収益	40,379	200	40,579	負 担 金	200
(2) 営業外収益		631,176	11,756	642,932		
	2 他会計補助金	212,177	6,667	218,844	一 般 会 計 補 助 金	6,667
	3 長期前受金戻入	417,912	5,089	423,001	国 県 補 助 金	3,076
					他 会 計 補 助 金	△ 468
					工 事 負 担 金	2,460
					受 贈 財 産 評 価 額	22
					そ の 他 長 期 前 受 金	△ 1
(3) 特別利益		1,401	△ 1,400	1		
	1 固定資産売却益	1,400	△ 1,400	0	固 定 資 産 売 却 益	△ 1,400

支 出

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 水道事業費用		1,884,331	2,891	1,887,222		
(1) 営業費用		1,649,546	4,801	1,654,347		
	6 減価償却費	872,534	4,801	877,335	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費	4,801
(2) 営業外費用		230,685	△ 1,910	228,775		
	1 支払利息及び 企業債取扱諸費	115,675	△ 1,910	113,765	企 業 債 償 還 利 息	△ 1,910

令和4年度 資本的收入明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的收入		1,020,028	1,261	1,021,289		
(1) 国庫補助金		116,666	249	116,915		
	1 国庫補助金	116,666	249	116,915	国 庫 補 助 金	249
(2) 他会計補助金		332,613	1,130	333,743		
	1 他会計補助金	332,613	1,130	333,743	他 会 計 補 助 金	1,130
(5) 固定資産 売却代金		118	△ 118	0		
	1 固定資産 売却代金	118	△ 118	0	固 定 資 産 売 却 代 金	△ 118

令和4年度

浜田市工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

目 次

令和4年度 浜田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）	1
-----------------------------------	---

補正予算に関する説明書

令和4年度 浜田市工業用水道事業会計予算実施計画	2
--------------------------------	---

令和4年度 浜田市工業用水道事業予定貸借対照表	3
-------------------------------	---

令和4年度 浜田市工業用水道事業予定損益計算書	5
-------------------------------	---

令和4年度 浜田市工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	6
--------------------------------------	---

令和4年度 個別注記	7
------------------	---

その他の書類

令和4年度 収益的収入及び支出明細書	9
--------------------------	---

令和4年度浜田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度浜田市工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度浜田市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	工業用水道事業収益	129,458	5,246	134,704
第1項	営 業 収 益	100,750	5,246	105,996

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	工業用水道事業費用	126,959	10,427	137,386
第1項	営 業 費 用	122,853	10,427	133,280

令和5年2月24日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度 浜田市工業用水道事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 工業用水道 事業収益			129,458	5,246	134,704
	(1) 営業収益		100,750	5,246	105,996
		1 給水収益	100,750	5,246	105,996

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 工業用水道 事業費用			126,959	10,427	137,386
	(1) 営業費用		122,853	10,427	133,280
		1 原水及び浄水費	49,786	10,427	60,213

令和4年度 浜田市工業用水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		50,371	
ロ 建物	136,329		
減価償却累計額	<u>△ 76,045</u>	60,284	
ハ 構築物	1,595,855		
減価償却累計額	<u>△ 954,906</u>	640,949	
ニ 機械及び装置	352,592		
減価償却累計額	<u>△ 303,127</u>	49,465	
有形固定資産合計		801,069	
固定資産合計			801,069

2 流動資産

(1) 現金預金	346,630	
(2) 未収金	14,180	
流動資産合計		<u>360,810</u>
資産合計		<u><u>1,161,879</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 引当金			
イ 退職給付引当金	3,697		
ロ 修繕引当金	63,930		
引当金合計		67,627	
固定負債合計			67,627

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	3,157		
企業債合計		3,157	
(2) 未払金			
イ 営業未払金	6,322		
ロ 未払消費税	2,867		
未払金合計		9,189	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	1,401		
引当金合計		1,401	
(4) その他流動負債		103	
流動負債合計			13,850

5 繰延収益

(1) 長期前受金	1,677,253		
長期前受金収益化累計額	△ 1,078,264		
繰延収益合計			598,989
負債合計			680,466

資 本 の 部

6 資本金

(1) 自己資本金	310,092		
資本金合計			310,092

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 工事負担金	13,470		
資本剰余金合計		13,470	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	3,157		
ロ 当年度未処分利益剰余金	154,694		
利益剰余金合計		157,851	
剰余金合計			171,321
資本合計			481,413
負債資本合計			1,161,879

(※) 建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和4年度 浜田市工業用水道事業予定損益計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	96,360	96,360	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	54,741		
(2) 配水及び給水費	2,339		
(3) 総係費	33,040		
(4) 減価償却費	36,937	127,057	
営業損失			△ 30,697
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	6		
(2) 他会計補助金	245		
(3) 長期前受金戻入	28,377		
(4) 雑収益	80	28,708	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	258	258	28,450
経常損失			△ 2,247
5 予備費			
(1) 予備費	91	91	△ 91
当年度純損失			△ 2,338
前年度繰越利益剰余金			152,238
その他未処分利益剰余金変動額			4,794
当年度未処分利益剰余金			154,694

〈参考〉

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が 30,697千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、2,320千円の赤字となります。

令和4年度 浜田市工業用水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益 (△は損失)		△ 2,338
減価償却費		36,937
賞与等引当金の増減額 (△は減少)		△ 5
長期前受金戻入額		△ 28,377
受取利息		△ 6
支払利息		258
未収金の減少 (△は増加)		△ 2,040
未払金の増加 (△は減少)		△ 8,526
小	計	△ 4,097
受取利息及び配当金の受取額		6
利息の支払額		△ 258
業務活動によるキャッシュ・フロー	(A)	△ 4,349
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得・建設改良による支出		△ 3,632
工事負担金等収入		2,536
投資活動によるキャッシュ・フロー	(B)	△ 1,096
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
企業債の償還等による支出		△ 4,794
財務活動によるキャッシュ・フロー	(C)	△ 4,794
資金増加額 (△は減少額)	(A+B+C)	△ 10,239
資金期首残高		356,869
資金期末残高		346,630

令和4年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

①有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市工業用水道事業会計規程第82条により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

建 物 : 20～45 年

構 築 物 : 10～60 年

機械及び装置 : 6～20 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市工業用水道事業会計規程第82条により定額法を適用。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

①貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を貸倒引当金に計上する。

②退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、年度末における退職手当の職員に対する要支給額から島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

③修繕引当金

平成27年3月31日以前に引き当てられたものが計上されており、これについては、従前の例により修繕費が不足する場合に取り崩すこととしている。

④賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

①消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

該当なし

3. 予定損益計算書に関する注記

該当なし

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について

該当なし

5. セグメント情報に関する注記

報告セグメントが、単一セグメントのため、記載を省略している。

6. 減損損失に関する注記

該当なし

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし

8. その他の注記

(1) 退職給付引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の退職手当支給分の負担を予定していないため、退職給付引当金の取崩しはしない。

(2) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金 1,407 千円を取り崩した。

令和4年度 収益の収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 工業用水道 事業収益		129,458	5,246	134,704		
(1) 営業収益		100,750	5,246	105,996		
	1 給水収益	100,750	5,246	105,996		
					給水収益	5,246

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節	
1 工業用水道 事業費用		126,959	10,427	137,386		
(1) 営業費用		122,853	10,427	133,280		
	1 原水及び浄水費	49,786	10,427	60,213		
					動力費	10,427

令和4年度

浜田市公共下水道事業会計補正予算 (第4号)

目 次

令和4年度 浜田市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	1
-----------------------------------	---

予算に関する説明書

令和4年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画	2
--------------------------------	---

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表	3
-------------------------------	---

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書	5
-------------------------------	---

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	6
--------------------------------------	---

令和4年度 個別注記	7
------------------	---

その他の書類

令和4年度 収益的収入及び支出明細書	9
--------------------------	---

令和4年度 資本的収入及び支出明細書	9
--------------------------	---

令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和4年度浜田市公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度浜田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条本文中なお書きを、「なお、営業外費用中企業債利息44,497千円の財源に充てるため、企業債17,500千円を借り入れる。」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入		千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業収益	519,044	△ 4,787	514,257
第2項	営業外収益	403,397	△ 4,787	398,610

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出		千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業費用	519,279	△ 4,787	514,492
第2項	営業外費用	57,485	△ 4,787	52,698

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文中括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額208,855千円は、過年度分消費税等資本的収支調整額5,421千円、当年度分損益勘定留保資金203,434千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入		千 円	千 円	千 円
第1款	資本的収入	336,889	△ 900	335,989
第4項	他会計出資金	160,189	△ 900	159,289

（企業債）

第4条 予算第6条中に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
浜田処理区整備事業	23,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借換えすることができる。	23,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借換えすることができる。
ストックマネジメント改築事業	28,300				28,300			
公共ます設置事業	10,000				10,000			
道路改良に伴う支障移転事業	6,000				6,000			
資本費平準化債	71,000				71,200			

（他会計からの補助金）

第5条 予算第10条中「272,880千円」を「268,093千円」に改める。

令和5年2月24日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和4年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			519,044	△ 4,787	514,257
	(2) 営業外収益		403,397	△ 4,787	398,610
		2 他会計補助金	272,880	△ 4,787	268,093

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			519,279	△ 4,787	514,492
	(2) 営業外費用		57,485	△ 4,787	52,698
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	49,821	△ 4,787	45,034

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			336,889	△ 900	335,989
	(4) 他会計出資金		160,189	△ 900	159,289
		1 他会計出資金	160,189	△ 900	159,289

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		401,235	
ロ 建物	538,590		
減価償却累計額	△ 253,535	285,055	
ハ 構築物	10,398,676		
減価償却累計額	△ 4,066,262	6,332,414	
ニ 機械及び装置	2,266,462		
減価償却累計額	△ 1,568,028	698,434	
ホ 工具器具及び備品	5,001		
減価償却累計額	△ 4,402	599	
ヘ 建設仮勘定		111,146	
有形固定資産合計			7,828,883

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		4,916	
無形固定資産合計			4,916

固定資産合計 7,833,799

2 流動資産

(1) 現金預金		39,851	
(2) 未収金	29,243		
貸倒引当金	△ 62	29,181	

流動資産合計 69,032

資産合計 7,902,831

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	3,325,845		
企業債合計		3,325,845	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	9,526		
引当金合計		9,526	
(3) その他固定負債		450	
固定負債合計			3,335,821

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	382,222		
企業債合計		382,222	
(2) 未払金		16,872	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	3,268		
引当金合計		3,268	
流動負債合計			402,362

5 繰延収益

(1) 長期前受金		5,616,524	
長期前受金収益化累計額		△ 2,555,457	
繰延収益合計			3,061,067
負債合計			6,799,250

資 本 の 部

6 資本金

(1) 固有資本金		449,946	
(2) 繰入資本金		450,560	
資本金合計			900,506

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	193,785		
ロ 受贈財産評価額	1,743		
資本剰余金合計		195,528	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	7,547		
利益剰余金合計		7,547	
剰余金合計			203,075
資本合計			1,103,581
負債資本合計			7,902,831

(※)建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	103,804		
(2) その他営業収益	1,462	105,266	
2 営業費用			
(1) 管渠費	19,646		
(2) ポンプ場費	2,367		
(3) 処理場費	85,807		
(4) 業務費	9,179		
(5) 総係費	23,823		
(6) 減価償却費	297,370		
(7) 資産減耗費	11,478	449,670	
営業損失			△ 344,404
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	268,093		
(3) 長期前受金戻入	130,514		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	1		
(5) 雑収益	1	398,610	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	45,034		
(2) 雑支出	7,664	52,698	345,912
経常利益			1,508
5 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	273	273	
6 予備費			
(1) 予備費	1,200	1,200	1,473
当年度純利益			35
前年度繰越利益剰余金			7,512
当年度未処分利益剰余金			7,547

〈参考〉

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費45,034千円のうち、17,500千円は企業債（資本費平準化債）で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が344,404千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、213,890千円の赤字となります。

令和4年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		35
減価償却費		297,370
貸倒引当金の増減額（△は減少）		29
退職給付引当金の増減額（△は減少）		4,593
賞与等引当金の増減額（△は減少）		△ 472
長期前受金戻入額		△ 130,514
資産減耗費		11,478
受取利息及び配当金（△）		△ 1
支払利息		45,034
未収金の減少（△は増加）		△ 6,029
未払金の増加（△は減少）		307
その他の流動負債の増加（△減少）		△ 14,067
小	計	207,763
受取利息及び配当金の受取額		1
利息の支払額		△ 45,034
業務活動によるキャッシュ・フロー	(A)	162,730
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得・建設改良による支出（△）		△ 132,533
国庫補助金収入		44,545
工事負担金収入		5,455
投資活動によるキャッシュ・フロー	(B)	△ 82,533
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入		139,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還等による支出（△）		△ 400,875
他会計からの出資による収入		159,289
一時借入金の借入による収入		400,000
一時借入金の返済による支出（△）		△ 400,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	(C)	△ 102,386
資金増加額（△は減少額）	(A+B+C)	△ 22,189
資金期首残高		62,040
資金期末残高		39,851

令和4年度 個別注記

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
建物	8～50
構築物	15～50
機械及び装置	10～20

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
ソフトウェア	5

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、公営企業会計移行の前日（令和2年3月31日）までに発生している退職給付に係る債務については、公共下水道事業特別会計に係るものとして、一般会計で負担することになっている。

③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定等に基づき一般会計が負担すると見込まれる額は3,310,500千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

公共下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	浜田市街地における、し尿・生活雑排水等の処理
特定環境保全公共下水道事業	国府地区、旭地区、三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	合 計
営業収益	供用開始前のため 計上なし	105,266	105,266
営業費用		449,670	449,670
営業損益		△ 344,404	△ 344,404
経常損益	0	1,508	1,508
セグメント資産	337,158	7,565,673	7,902,831
セグメント負債	277,133	6,522,117	6,799,250

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金3,618千円を取り崩す。

(2) 令和4年4月1日において、福浦地区及び古湊地区漁業集落排水処理施設を統合することにより、資産、負債、資本が増加している。

固定資産	97,444 千円	固定負債	9,269 千円
資産合計	97,444 千円	流動負債	1,601 千円
		繰延収益	33,932 千円
		資本金	52,642 千円
		負債資本合計	97,444 千円

令和4年度 収益的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業収益	519,044	△ 4,787	514,257		
(2) 営業外収益	403,397	△ 4,787	398,610		
2 他会計補助金	272,880	△ 4,787	268,093		
				他 会 計 補 助 金	△ 4,787

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業費用	519,279	△ 4,787	514,492		
(2) 営業外費用	57,485	△ 4,787	52,698		
1 支払利息及び 企業債取扱諸費	49,821	△ 4,787	45,034	企 業 債 利 息	△ 2,830
				一 時 借 入 金 利 息	△ 1,957

令和4年度 資本的收入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的收入	336,889	△ 900	335,989		
(4) 他会計出資金	160,189	△ 900	159,289		
1 他会計出資金	160,189	△ 900	159,289		
				他 会 計 出 資 金	△ 900

同意第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	寺 田 恭 子
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	堀 口 秀 樹
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	地方公務員
氏 名	杉野本 智 幸
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	会社員
氏 名	森 下 政 昭
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	神 職
氏 名	白 澤 和 朋
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 寺 田 恭 子 (令和 5 年 6 月 30 日まで)
堀 口 秀 樹 (令和 5 年 6 月 30 日まで)
杉野本 智 幸 (令和 5 年 6 月 30 日まで)
森 下 政 昭 (令和 5 年 6 月 30 日まで)
横 田 智 子 (令和 5 年 6 月 30 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条